甲府市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例について

第1 改正の趣旨

令和元年9月及び令和2年12月に「公衆浴場における衛生等管理要領等について」が改正され、公衆浴場法における入浴施設の構造設備、衛生措置及び水質基準の見直しが行われるとともに、公衆浴場における男女混浴の制限年齢の目安が10歳以上から7歳以上に引き下げられた。

また、近年、着衣によるサウナや岩盤浴などの利用が進むなど、入浴の形態が多様化する社会情勢の変化も踏まえ、入浴に関し公衆衛生上必要な基準を定める甲府市公衆浴場法施行条例の一部を改正する。

第2 改正の概要

改正条例 :現行の当該条例を改める条例

旧条例 : 改正条例第1条の規定による改正前の条例 10月条例: 改正条例第1条の規定による改正後の条例 4月条例 : 改正条例第2条の規定による改正後の条例

1 構造設備の基準の明確化(改正条例第1条関係)

旧条例第4条及び第5条に規定する許可営業者が講じなければならない措置の基準のうち構造設備に係る部分に、国の要領の改正内容を加え、公 衆浴場法第2条第2項に規定する構造設備の基準として定める。(10月条例第4条第1項~第3項)

※主な改正内容(10月条例第4条第1項)

- ◆飲料水供給設備を備える場所は、入浴者が利用しやすい場所として、 浴室のほか、脱衣場を想定するものであること。(第15号)
- ◆貯湯槽は、完全に排水できる構造であること。(第17号)
- ◆ろ過器は、浴槽ごとに設けるよう努めること。(第19号)
- ◆配管内の浴槽水を完全に排水できる構造であること。(第22号)

2 着衣で入浴する施設の特例(改正条例第1条関係)

その他の浴場(風営法適用浴場を除く。)のうち着衣で入浴する施設にあっては、<u>市長が風紀上特に支障がないと認めたときは、次の規定を適用しな</u>いことができることとする。

- ◆出入口、脱衣場及び浴室について、男女別の構造にする部分(10月 条例第4条第2項第2号)
- ◆男女混浴の制限年齢(10月条例第5条第2項第2号)

3 レジオネラ対策に係る最新の知見の反映(改正条例第2条関係)

10月条例第5条に定める「入浴者の衛生に必要な措置の基準」に<u>レジオ</u>ネラ対策に係る最新の知見を反映する。(4月条例第5条第1項)

※主な改正内容(4月条例第5条第1項)

- ◆貯湯槽の設備の破損等の確認及び温度計の性能の確認を行うこと。 (第3号ウ)
- ◆循環配管は、1年に1回程度は配管内の生物膜の状況を点検し、生物膜がある場合には、その除去を行うこと。(第7号イ)
- ◆塩素系薬剤を浴槽水に使用する場合は、遊離残留塩素濃度を1リットル中0.4ミリグラム程度に保つこと。塩素系薬剤としてモノクロラミンを使用する場合は、結合残留塩素濃度を1リットル中3ミリグラム程度に保つこと。(第7号オ)
- ◆屋外の浴槽の周囲に植栽がある場合は、浴槽に土が入り込まないよう注意すること。(第9号)
- ◆気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること。(第12号)
- ◆シャワー設備は、少なくとも週に1回、内部の水が置き換わるように通水し、シャワーヘッド及びホースは、6月に1回以上点検し、1年に1回以上洗浄により内部の汚れ及び水垢を除去し、消毒を行うこと。(第13号)

4 男女混浴の制限年齢の引き下げ(改正条例第2条関係)

男女混浴の制限年齢を「10歳以上」から $\underline{17歳以上」に引き下げる</u>。(4月条例第<math>5$ 条第 $\underline{1}$ 項第 $\underline{1}$ 6号)

第3 施行期日

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定については、令和5年4月1日から施行する。

これにより、第2「改正の概要」に記載する項目については、次のとおり運用が開始される。

	項目	運用開始日
1	構造設備の基準の明確化	令和4年10月1日
2	構造設備の基準の緩和	令和4年10月1日
3	レジオネラ対策に係る最新の知見の反映	令和5年4月1日
4	男女混浴の制限年齢の引き下げ	令和5年4月1日

第4 運用上の留意事項

1 風紀上特に支障がない場合の要件

甲府市公衆浴場法施行条例第4条第2項第2号に規定する「風紀上特に 支障がないとき」とは、次のような要件を満たすものを想定している。

◆対象施設

- サウナ、岩盤浴などにおいて着衣により利用する施設であって、収容 定員に応じた広さが確保できること。
- ・十分な照明設備を設け、風紀を乱すおそれのある設備、内装でないこ と。

◆着衣の内容

- ・入浴時に供する着衣であること。
- ・好奇心、羞恥心を起こさない着衣であること。
- ・施設で貸与する着衣については、新しいもの又は消毒したもの(「クリーニング所における衛生管理要領(昭和57年3月31日環指第48号)」第4消毒に規定される消毒方法及び消毒効果を有する洗濯方法に従って処理されたもの)とすること。

2 経過措置

(1) 既存営業施設の特例

この条例の施行の際現に許可を受け営業している公衆浴場(令和4年9月30日までに当該許可の申請をし、同日以後に当該許可を受けることとなった公衆浴場を含む。)について、この条例による改正後の構造設備の基準の規定に適合しない部分がある場合は、当該部分が改修、改造等により変更され、又は新たに設置されるまでの間は、当該規定を適用しないこととする。

(2)施行日前の許可申請の取扱い

令和4年9月30日までに申請のあった許可の処分については、なお 従前の例による。